

会 議 録

1 会議名

第3回上越市地域福祉計画策定委員会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 挨拶（公開）

(2) 議事（公開）

ア 地域福祉計画素案について

イ 意見交換

3 開催日時

平成30年10月25日（木） 午前10時30分から正午まで

4 開催場所

上越市役所401会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：青木委員長、井部副委員長、佐藤委員、小杉委員、山川委員

西澤委員、宮本委員、横尾委員、片海委員、仲田委員、藤枝委員

飯田委員、中村委員

（欠席：五十嵐委員、廣川委員）

・事務局：八木健康福祉部長

福祉課 福田副課長、星野副課長、高橋係長、阿部主任

・オブザーバー：細谷高齢者支援課副課長、北島健康づくり推進課長

小林地域医療推進室長、串橋国保年金課長、坂井保育課長

宮崎こども課長、南雲すこやかなくらし包括支援センター所長

駒澤こども発達支援センター所長

8 発言の内容 (要旨)

(1) 挨拶

(2) 議事

ア 地域福祉計画素案について

- ・資料に基づき事務局説明

イ 意見交換

青木委員長： まずは第1章から第3章について、ご意見をお願いしたい。

仲田委員： 素案4ページにそれぞれの区分ごとに主な役割が記載されており、担い手という言葉がいくつか出てくる。その中で、特にボランティア組織の場合に、地域福祉の担い手として様々な活動の実施主体となれるようという記述があるが、どういうことかももう少し詳しく説明してほしい。

福田副課長： 行政はもちろん、市民や民生委員・児童委員、福祉に係るいろいろな団体等も地域福祉の担い手となる。それぞれが自分の意識や思いを持って、同じ方向を向いて一緒にやっていきたいと考え、こういった表現を使っている。

仲田委員： 担い手についてはおそらくそうだと思うが、特にボランティア組織の場合、様々な組織がある。例えば、災害が起きた場合の災害ボランティアがあるが、地域福祉活動の実施主体ということになると、ボランティアとしての位置付けが変わってくるのではないかと。第4章にNPOボランティアという言葉が出てくるが、NPOボランティアがサービスの実施主体であるという理解に立った場合、一般的なボランティアの定義と若干変わってくるのではないかと。

八木部長： ご指摘のように、様々な災害に派遣されたボランティアの方々が、個人として、あるいはボランティア組織として活動をし、その後NPO団体を結成したという想定に立つと、ボランティア組織が実施主体になるのは飛躍し過ぎの感があるので今後整理する。

小杉委員： 第2章の中に数値がたくさん出てくるが、前回委員限りで配付された資料と数値が異なっている部分がたくさんある。今後しっかり精査してほしい。

福田副課長： 今後しっかり精査する。

青木委員長： 第2章については、単に数値だけでなくグラフを用いて見やすくしているが、上越市としてこういう現状があるというようなその数値から読み取れることを一言二言入れてもよいのではないかと思う。例えば、5 ページに人口・世帯数の推移と推計のページがあるが、毎年人口は減っているが、世帯数は増えている。これが何を意味しているのか。よく言われるのが、核家族化が進んでいるとか、一人暮らしのお年寄りが増えているとかであるが、そういった解釈の仕方があると良いのではないか。

藤枝委員： 第1章の1 ページの一番下に、「互助」の定義があるが、その中で「インフォーマルな相互扶助」という言葉がある。この言葉は分かりづらいので、もっと分かりやすい言葉にしてほしい。

福田副課長： 簡易な表現に修正する。

青木委員長： フォーマル、インフォーマルは、福祉関係者がよく使う言葉であるが市民が見た時には分かりづらいと思う。近隣の助け合いやボランティア等の表現で十分ではないか。

宮本委員： 4 ページの役割の部分で、これをやらなくてはならないというような断定的な表現になっている。こういう役割が考えられるので、こういうことが求められますといったような表現ではなく、断定的な表現になっている意図はあるのか。

阿部主任： このようにしてもらえないのではないか、こうしてもらえたらよいのではないかという思いが入っている。事務局で素案として作ったものであり、委員の皆さんからご意見をもらいながら、修正していきたい。

青木委員長： この計画は上越市が市民に向かってこういうまちづくりを進めますという宣言をするものだと思う。その中で、市役所だけではできないため、市民の皆さんやボランティア団体の力を借りたいというスタンスだと思う。宮本委員がおっしゃるとおり、努めると言い切られるとつらく感じる部分があると思うので、どういう言い回しが適当であるかご意見をいただきたい。

宮本委員： こういうことが求められるので、こういうことを一緒にやりましようというメッセージ的なものになると受け入れやすいのではないかと思います。

それから、地域住民のところに地域社会を構成する一員となるようにと書かれているが、既に地域の一員であるわけなので、特別な意図がないのであれば、修正してはどうか。

青木委員長： 定義付けのような書き方になっているので、もう少し柔らかい表現に整理していく。

佐藤委員： 4 ページの学校等の役割について、ここだけ文字数が少なくバランスが悪いのではないか。学校なので、主体性や学びといった言葉を入れた方が良いと思う。また、人材育成というのは、少し違和感があるので、もう少し柔らかい言葉に修正した方がよいのではないか。

山川委員： 11 ページの事例について、あまりにも具体的すぎて重く感じる。例えば、今はこういうふうに幸せに過ごしていますといったことを入れた方がよいのではないか。

青木委員長： この部分は、第2回策定委員会での私の提案を反映してもらった箇所であるが、専門職のケース検討会の事例のようで私も同じ見方をした。上越市の中で、このような深刻な事例があって、そのことによってこういう方向性で取り組んでいくことが必要だということを表すことは大事だと思うが、市民の皆さんにも分かってもらえるよう、表現を修正していきたいと思う。

次に第4章の基本目標1に係る施策についてご意見をいただきたい。

西澤委員： 15 ページの「現状・課題」のところで、お子さんの相談とか、高齢の方の相談ということで支援センターの名前が出てくるが、障害のある人に対しても、市からの委託を受けて基幹相談支援センターや24時間対応の安心コールがあって、まだ不十分であるが、そこで福祉課やすこやかなくらし包括支援センターと連携しながら総合的な支援を実施しているので、記載してもらいたい。

また、「課題」と「取組」の部分に、児童虐待・高齢者虐待の記述が

あるが、障害のある人も加えてもらいたい。

福田副課長： 改めて精査させてもらいたい。

飯田委員： 19 ページの「生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進」の「課題」の一番下のところで、障害者雇用率について記載があり、「上越管内では29年6月現在、新潟県も全国も上回っているものの、障害のある人の雇用確保のため、引き続き・・・」と記載があるが、障害のある人の雇用の機会の確保が目的・課題というよりは、障害のある人の就労をますます進めるために必要な政策であるような気がする。雇用確保のために就労支援をしていくということが労働行政からすると、少しずれている感じがする。雇用率は上回っているけれども、ますます障害のある人の就労を進めるために雇用の確保を進めるとともに、障害のある人に対する就労支援を行っていく方がよいのではないかと思う。

雇用機会の就労を確保するためには、職場や就労する場を用意することが必要であり、そのためには企業や事業所に対する周知啓発が欠かせないので、取組の方向性・概要にその旨を入れてはどうか。

福田副課長： 表現等について、ハローワークさんと相談しながら、修正していきたい。

山川委員： 20 ページの「①地域における。居場所づくりの推進」で、障害のある人の創作活動や生産活動の場となっている地域活動支援センターの運営だけを支援するような記述になっている。他の事業所等への支援も行っているの、もう少し広く捉えられるような表現に修正してはどうか。

福田副課長： もっと広く捉えることができるような表現に修正する。

仲田委員： 18 ページの自殺に関する取組の方向性の中で、「産後うつ病等の自殺のリスクの高い妊産婦への早期支援」というふうに、妊産婦のことだけが抽出されている。他の自殺者の中でも、現在勤めている人の方が数字の上では相当高い割合を占めているのではないかと思うので、「現状」の中にそうしたことを入れた方がよいのではないか。その方が、「現状」、「課題」、「取組」につながりが出るのではないか。

北島課長： ご意見は承知した。修正内容については検討させてもらう。

中村委員： 具体的にこの項目というわけではないが、第1回目の策定委員会において、地域福祉計画は、健康福祉分野の上位計画であり、福祉関係施策に横串を入れていくという話があった。

今回の計画素案では、上位計画らしくなっているなという感じはするが、横串を入れた箇所が分かるようにしてはどうか。

福田副課長： 次の第4回策定委員会の中で、子どもや障害のある人等に係る取組に横串を入れた第5章の上越市版地域包括ケアシステムのイメージを示したいと考えている。

青木委員長： ご案内のとおり、地域包括ケアシステムは、介護保険法上で高齢者を対象にしながら、各市町村で取り組んでいるが、対象を限定しない上越市版の地域包括ケアシステムのイメージをこれから出していくことになる。

小杉委員： 27ページに「聴覚に障害のある人等」となっているが、視覚に障害のある人を対象にした取組の記述がない。これは視覚に障害のある人は、「等」に含まれているという解釈でよいか。実際に地域では、音訳グループなどが活動をしている。

田村副課長： 視覚に障害のある人については、音声装置を用いてコミュニケーションが図られるような施策を行っている。聴覚に障害のある人以外への情報入手支援については、「等」に含んだ形で記述している。

佐藤委員： 視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人は、基本的に情報障害者という考え方をするので、「情報取得に困難性のある人」としてはどうか。また、15ページの「現状」にも、「聴覚に障害のある人」という記述があるが、同様の表現としてはどうか。

青木委員長： 障害のある人には、視覚障害、聴覚障害など種別や程度があるので、ご意見を踏まえ、表現の仕方を整理していく。

次に基本目標2に係る施策についてご意見をいただきたい。

宮本委員： 23ページの「地域福祉活動の促進」の「②出番の創出」について、子ども達や中学生もワークショップをやりながら、実際に福祉活動

に参加しているので、「次世代を担う人づくり」のような表記があってもよいのではないか。

生活困窮者について、例えば、地域のサロン活動に協力することで、就労のきっかけを作り、就労に結びつけていくというような、そうした中間支援を行うといった表記があってもよいのではないか。

青木委員長： 私も地域福祉活動の促進の記述が少ないのではないかと思っていた。ご指摘のとおり、地域福祉活動というのは、高齢者や障害のある人とだけでなく、次世代を担う子ども達からも協力してもらうことが重要になってくる。そういったことから、子ども達に対する福祉教育を充実させることも、地域福祉活動の促進につながる。

佐藤委員： 22 ページに「同和教育」とあるが、「人権意識」という言葉で包括させてはどうか。

福田副課長： ご意見をいただいたということで、担当課と改めて協議したい。

仲田委員： 22 ページの「課題」の最初の「○」で、「近年、インターネット上の人権侵害・・・」とあるが、「現状」の中でも少し記述しておくことで、課題とつながりを作った方がよいのではないか。

最近、ネット上で個人を誹謗中傷する、あるいはマスコミのニュースをネット上で取り上げて、自分と違う意見に対し誹謗中傷することが見受けられる。さらにSNS上で、子ども達がネグレクトされたことや、いじめられたことなどを投稿する事案も多く出てきているので、この辺りを「現状」に記述してはどうか。

福田副課長： いただいたご意見を踏まえ、「現状」と「課題」の記述を整理する。

横尾委員： 23 ページの「すこやかサロン」について、「課題」に記述があるが、担い手不足が顕在化している。「取組の概要」に、高齢者や障害のある人の出番の創出とあるが、小中高校生とも一緒に取り組んでいけると、地域の活性化にもつながるのではないか。

山川委員： 22 ページの差別に関する「現状」で、「障害のある人を正しく理解し」と記述があるが、障害のある人だけを正しく理解する必要はないのではないか。

「取組の方向性」の「○」の3つ目で、事業所内での差別だけに限

定しているような印象を受ける。いろいろな人を認めるという部分でもあるので、障害のある人に限定しない表現でもよいのではないか。

②で、「子どもの人権尊重の精神を育むために」とあるが、人権は高齢者や一般の人にもあるので、「全ての人」と表現してもよいのではないか。

青木委員長： 項目の「(1)多様性を認め合う」というところで、全てを包含しているところもあるが、ご指摘いただいたような表現も検討させてもらいたい。

次に基本目標3に係る施策についてご意見をいただきたい。

【意見なし】

最後に全体を通じて改めてご意見をいただきたい。

井部副委員長： 17 ページの「地域における見守り活動の充実」の「現状」のところ
で、民生委員・児童委員の活動において、「児童及び妊産婦に関する
状況の把握と情報提供・援助」と記述があるが、民生委員・児童委
員には児童に関する情報がなかなか入ってこない。また、妊産婦に
関しては全く情報が入ってこないので、この記述は削除してもらい
たい。

福田副課長： 対象を特化し過ぎている箇所や偏っている箇所があるので、全体を
通じて再度チェックし、修正させていただく。

藤枝委員： 15 ページの「○」の5つ目の部分で、「○」の1つ目では、こうい
う場合にすこやかなくらし包括支援センターに相談しなさい、次は
福祉総合窓口センター、その下は高齢者の相談窓口というふうにあ
るが、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する窓口はどこになる
のか。

福田副課長： 生活困窮者の相談窓口は、福祉課である。パーソナルサポートセン
ターと連携しながら対応している。

藤枝委員： 生活困窮者というのは、お金がないのはもちろんであるが、子ども

達が病気を患っていたり、仕事に行っても勤まらなかったり、いろいろな課題を抱えている場合がある。その場合も窓口は福祉課でよいのか。

南雲所長：生活困窮の部分では、窓口は福祉課になるが、生活困窮だけでなく、障害があったり、いろいろな課題があったりするような場合は、すこやかなくらし包括支援センターが窓口となる。

藤枝委員：自分が民生委員・児童委員をしていたときに、複合的な課題を抱える世帯の相談窓口は、すこやかなくらし包括支援センターであると承知していたので、その後、複合的な課題を抱える人の相談があったときにはすこやかなくらし包括支援センターを紹介したが、計画素案の15ページを見ると、0歳から18歳までと書いてあるので、質問させてもらった。

青木委員長：複合的な課題を抱えている場合、まずどこに相談に行ったらよいか分からないという状況になる。ワンストップを実現できることが一番よいため、上越市版地域包括ケアシステムのイメージにおいても表現できればよいと思う。

片海委員：「醸成が求められています。」など、難しい言葉が多く使われていて、読み手が分かりにくい。市民の皆さんが快く受け入れられるような表現に修正した方がよいのではないかと。

青木委員長：行政が作る計画ということで、どうしても行政用語が多くなる印象がある。この計画は、市の職員だけでなく、一般市民も読むものなので、片海委員のご意見を、委員長、副委員長も肝に銘じながら、今後文言の精査をしていきたい。

欠席の委員からも事前にご意見をいただいているので、事務局から報告をお願いします。

福田副課長：全部で5つのご意見をいただいた。

1つ目は、18ページの「①健康づくり活動の推進」について、重症化予防のために、「ロコモ・フレイル・サルコペニア」を地域で取り上げ、理解と健康増進のための運動を行える「対策教室」のような

ものを多様な形で進めていくことが望ましいと思うというご意見。
2つ目は、29ページの「②地域医療体制の充実」について、医師会、
歯科医師会、薬剤師会等の各団体と行政の協力の下、「MCネット」
や「がんぎネット」などを活用し、各医療機関と行政との情報共有
と相互アクセスを図るべきというご意見。

3つ目は、11ページの「6 相談機関における対応事例」について、
事例をたくさん提示し、その中から問題が見えてくるようにしてい
くとよいのではないかというご意見。

4つ目は、4ページの「市の役割」について、市が「市民意識の醸成
を図る」という解釈でよいか。文章の主語・述語が分かりにくいと
いうご意見。

5つ目は、1ページの「1 計画策定の趣旨」について、互助に関連し
て、住民自身が「自らの地域を考える」、「地域に思いを持つ」ため
にどのような働きかけが必要か、前例としてはどのような実例があ
るのか、具体的に知りたいとご意見。

以上5つのご意見をいただいている。

青木委員長： 欠席した委員からいただいたご意見も、今後織り込みながら、計画
素案の修正をお願いします。

今後の流れについて、本日の議論の結果を踏まえ、委員長・副委員
長と事務局で協議し、計画素案を修正することとしてよろしいか。

【異議なし】

では、委員長・副委員長と事務局で協議の上、計画素案を修正する。

9 問合せ先

健康福祉部福祉課

TEL：025-526-5111（内線 1146）

E-mail：fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。